

島根県医師会医療事故調査委員会運営要綱

(医療事故対応受任の制限)

第1条 委員会は、次の各号に該当する場合は事故対応の付託を原則として受理しない。

- (1) 会員が、事故報告をすることなく独自で事故対応を完了したもの。
- (2) 現代の医学により是認された医療行為でないもの。
- (3) その他委員会が不相当と認めたもの。

(医療事故対応委任の手続き)

第2条 会員が医療事故の対応を委任しようとするときは、医療事故報告書、委任状、及びその他必要な書類を添付して所属郡市医師会長を経て、本会会長に提出するものとする。

(事情の説明と資料の提出)

第3条 医療事故対応を委任した会員は、委員長の求めに応じて、委員会に出席してその事情を説明し、またはそれについて意見を述べるができる。

2 また委員長は、必要に応じて当該会員または所属郡市医師会長に対し、資料その他必要な書類の提出を求めることができる。

(専門委員)

第4条 専門委員は次の各科で構成する。

- (1) 内科専門委員
- (2) 精神科専門委員
- (3) 小児科専門委員
- (4) 外科専門委員
- (5) 整形外科専門委員
- (6) 脳神経外科専門委員
- (7) 心臓血管外科専門委員
- (8) 産婦人科専門委員
- (9) 眼科専門委員
- (10) 耳鼻いんこう科専門委員
- (11) 皮膚科専門委員
- (12) 泌尿器科専門委員
- (13) 麻酔科専門委員
- (14) 医療法に規定される標榜診療科専門委員

2 委員会に付託された事案は、該当の専門委員の参加を得て審案する。事案によっては関係各科の専門委員相互に調査・検討・協議する。

3 専門委員に係る費用・報酬等は、必要に応じてこれを支払う。

(意見や論文の発表)

第5条 医師会の内外を問わず、医療事故事案に関する意見や論文などの発表は、当事者並びに委員会の承認を得てから行うこととし、個人の秘密は厳守する。

(要綱の改廃)

第6条 本要綱に定めのない事項に関しては、委員会で決定する。

2 本要綱の改廃は、委員会及び理事会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

本要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。



医療事故報告書

島根県医師会長殿

1. 患者の	{ 住所 職業 氏名	男女	年	月	日生
2. 既往歴					
3. 病名					
4. 事故発生	{ 日時 平成 年 月 日 場所	午前/午後	時	分	
5. 事故の原因と発生状況・緊急処置					別紙 あり なし
6. 経過・後遺症					別紙 あり なし
7. 転帰					
8. 相手方・その他の事後感情（意思表示）					別紙 あり なし
9. その他参考事項					別紙 あり なし
平成 年 月 日	医療機関名				
	担当医師名				印
平成 年 月 日	郡市医師会長				
	氏名				印

注(1) 2部作成 { ・1部は本人控
 ・1部は郡市医師会経由のうえ県医師会へ提出 }

(2) 各欄の別紙あり・なしのいずれかに○印で表示してください。